

県政協議会

令和四年二月二十八日（月）

予算特別委員会終了後

- 一、令和四年度補正予算（案）の概要について（二月二十八日追加提案分）
- 二、その他

令和4年度補正予算(案)の概要について (2月28日追加提案分)

令和4年2月28日
(単位：千円)

一 予算規模

一般会計

補正額 25,413,702

補正後の規模 614,053,702

前年度6月補正後予算との対比 8,706,558
(1.4%増)

《補正予算の財源》

特定財源 23,040,208

国庫支出金 22,922,038

繰入金 111,979

その他 6,191

一般財源 2,373,494

繰入金 2,373,494

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について計上した。

I 新型コロナウイルス感染症への対応

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- | | |
|---|------------|
| (1) 検査体制整備事業 | 602,134 |
| ①民間検査機関設備整備 | 132,000 千円 |
| 医療機関等が整備する検査機器の購入経費に対し助成する。 | |
| ・補助先 医療機関、その他民間検査機関 等 | |
| ・補助率 10/10 (国 10/10) | |
| ②民間検査機関、診療・検査医療機関への検査委託 | 403,490 千円 |
| 濃厚接触者等が増加し、PCR検査数が増加した場合に、保健所が行う行政検査を民間検査機関等に委託する。 | |
| ③その他 | 66,644 千円 |
| ・事業内容 健康環境センターにおける検査体制整備 | |
| 保健所における検査体制整備 等 | |
| (2) 日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業 | 1,746,767 |
| 感染拡大期に陽性者の早期発見等を図るため、知事の判断により、感染不安を感じる無症状の県民が、無料でPCR等検査を受けられる環境を整備する。 | |
| ・補助先 検査事業者(民間検査機関・薬局等) | |
| ・事業内容 検査費用及び検査体制整備に対する助成 | |
| ・補助率 10/10 (県 10/10) | |
| (3) 新型コロナウイルスPCR検査等保険適用外負担費 | 532,450 |
| 診療・検査医療機関等において医師の判断でPCR等の検査を実施した場合に、患者の自己負担分を県が負担する。 | |
| (4) 受診相談センター設置事業 | 297,717 |
| 新型コロナウイルス感染症に関する24時間対応可能な県民相談窓口の設置や、県民への周知啓発を行う。 | |
| ・事業内容 あきた新型コロナ受診相談センターの設置・運営 | |
| 秋田県版新型コロナ安心システムの運営 | |
| 県民への周知・啓発 等 | |
| (5) 新型コロナウイルス感染症保健所体制整備事業 | 197,615 |
| ①積極的疫学調査等に従事する会計年度任用職員(保健師等)の配置に要する経費 | 64,785 千円 |
| 陽性者に対する積極的疫学調査等を実施するため、各保健所に保健師等の会計年度任用職員を配置する。 | |
| ②感染症患者移送事業 | 62,586 千円 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等の移送体制の充実を図る。 | |

③保健所応援派遣事業	24,308 千円	
保健所業務の逼迫に対応するため、行政経験のある保健師等を活用し、保健所体制の充実を図る。		
④その他	45,936 千円	
・事業内容 健康フォローアップセンターの委託 消防機関による患者の移送 新型コロナウイルス感染症対策地域協議会の開催 等		
(6) 地域外来・検査センター設置運営事業		24,594
新型コロナウイルス感染症の検査体制の維持・確保を図るため、地域外来・検査センターを設置する。		
・設置見込 2 か所		
(7) 医療機関設備整備等事業		834,800
①外来医療機関設備整備	140,000 千円	
外来患者に対応するため、診療・検査医療機関等の設備整備に対し助成する。		
・補助先 診療・検査医療機関等		
・補助率 10/10 (国 10/10)		
②入院医療機関設備整備	640,000 千円	
患者の入院に対応するため、入院医療機関の設備整備に対し助成する。		
・補助先 感染症指定医療機関等		
・補助率 10/10 (国 10/10)		
③入院医療機関、診療・検査医療機関への医療資材等整備事業	54,800 千円	
医療資材不足に対応するため、県が一括購入し、入院医療機関等に医療資材を配付する。		
(8) 医療従事者等支援事業		76,110
①医療スタッフ安心支援事業	25,110 千円	
感染症指定医療機関等において感染症患者に直接対応する医療従事者等を対象としたPCR等の検査に要する経費に対し助成する。		
・補助先 感染症指定医療機関等		
・補助率 10/10 (県 10/10)		
②医療従事者等宿泊支援事業	51,000 千円	
感染症患者に直接対応する医療従事者向けの宿泊施設の確保に要する経費に対し助成する。		
・補助先 感染症指定医療機関等		
・補助率 10/10 (国 10/10)		
(9) 新型コロナウイルス感染症対策協議会運営費等		70,886
①新型コロナウイルス感染症対策協議会運営費等	34,180 千円	
感染症に対応した医療提供体制の確保や、患者の受入体制に関する協議等を行う。		

- ・事業内容 新型コロナウイルス感染症対策協議会の開催
患者搬送コーディネーターチームの設置
新型コロナウイルス感染症診査協議会の開催 等
- ②感染症対策専門家派遣等事業等 36,706 千円
専門家や地域の医療機関等との連携により、感染拡大防止と地域医療体制の維持を図る。
- ・事業内容 厚生労働省が派遣する専門家との連携
他の医療機関等からの医師等の派遣経費の助成 等
- (10) 指定医療機関病床確保事業 7,356,410
新型コロナウイルス感染症患者の受入に要する専用の病棟や病床の確保に要する経費に対し補助を行う。
- ・補助先 感染症患者等受入医療機関
- ・補助率 10/10 (国 10/10)
- (11) 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関等支援事業 874,250
地域医療を支えるため、新型コロナウイルス感染症に使命感を持って立ち向かい、最前線で感染症入院患者等に対応した医療機関に対し、応援金を支給する。
- ①感染症患者受入医療機関への応援金 824,250 千円
- ・支給対象 令和4年4月1日～令和5年3月31日において入院患者を受け入れた医療機関
- ・支給額 入院患者1人当たり500～1,000千円
(入院日数に応じ段階的に支援)
- ②医療提供体制維持支援金 50,000 千円
- ・支給対象 院内での新型コロナウイルス感染により、外来や新規入院の受入制限を余儀なくされた病院
- ・支給額 1病院当たり10,000千円
- (12) 新型コロナウイルス感染症軽症者等受入施設整備事業 4,380,735
新型コロナウイルスの感染拡大に備えた医療提供体制を構築するため、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を運営する。
- (13) DMAT等医療チーム感染症対策派遣事業 61,525
新型コロナウイルス感染症のクラスター発生に対応するため、必要に応じて医療チームを医療施設等に派遣する。
- (14) 新型コロナウイルス感染症患者医療費 72,233
新型コロナウイルス感染症患者等を入院措置した場合の医療費のうち、自己負担分について負担する。
- ・負担割合 10/10 (国 3/4、県 1/4)
- (15) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業 410,150
感染が急激に拡大した局面において自宅療養となった者に対し食料品等を配付する。

- ①食料品等の発送 383,550 千円
 自宅療養者に対し、食料品等の配送を行う。
- ②夜間相談窓口の設置 15,600 千円
 自宅療養者の夜間における体調急変等に備えるため、専用のコールセンターを設置する。
- ③自宅療養者医療費負担分 11,000 千円
 自宅療養者の医療費のうち、自己負担分について負担する。
- (16) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者給付金事業 943,580
 新型コロナウイルス感染者の自宅療養中の生活に係る経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給する。
 ・支給対象 県内に居住実態があり、保健所において自宅療養が認められた者
 ・支給金額 1人当たり3万円
- (17) 新型コロナウイルス感染症医療従事者養成研修事業 5,699
 重症患者に対応可能な医療提供体制を構築するため、医療従事者を対象とした研修会を行う。
 ・事業内容 ECMO、人工呼吸器研修
- (18) 新型コロナウイルス感染症地域連携体制強化事業 75,620
 感染症拡大時における連携体制強化のため、地域の中核となる病院に対し指導的役割を担う人材の育成等に要する経費を助成する。
 ・補助先 新型コロナウイルス感染症患者受入病院
 ・補助率 10/10 (県 10/10)
 ・補助額 上限 3,980 千円
- (19) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 879,907
 新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑に実施するために必要な体制を整備する。
- ①時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
 161,840 千円
 時間外・休日における集団接種に医師・看護師等を派遣する医療機関に対し派遣に要する経費を助成する。
 ・実施期間 令和4年9月まで
 ・補助率 10/10 (国 10/10)
 ・限度額 医師：1人1時間当たり 7,550 円
 看護師等：1人1時間当たり 2,760 円
- ②新型コロナワクチン個別接種促進事業 640,000 千円
 個別接種を行う医療機関に対し助成する。
 ・実施期間 令和4年9月まで
 ・補助率 10/10 (国 10/10)
- ③職域接種中小企業等支援事業 7,500 千円
 職域接種を実施するために必要な経費を助成する。
 ・補助先 職域接種を実施する中小企業、大学等
 ・補助率 10/10 (国 10/10)

- ④その他 70,567 千円
- ・事業内容 接種サポート体制整備
副反応対応体制確保
県民相談窓口の設置
- (20) 新型コロナウイルス感染症拡大防止集中対策事業 67,600
- 飲食店等を起点とする感染拡大が起こった場合に当該地区において無症状病原体保有者を早期に発見するため、PCRスクリーニング検査を集中的に実施する。
- ・検査対象 感染拡大地区の飲食店従業員等
- (21) 児童福祉施設等衛生管理体制確保支援事業 57,600
- ①児童相談所一時保護所及び児童養護施設等において、感染の疑いのある児童等への個別対応に要する経費 38,574 千円
- ・実施主体 県、児童養護施設等
 - ・事業内容 i) 個別対応のための借家の借上げ
ii) 借家での児童支援に係る支援員の確保
- ②県施設・児童福祉施設等における衛生用品の購入等 18,500 千円
- ・対象施設 児童相談所、女性相談所、千秋学園
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設 等
 - ・事業内容 衛生用品購入、施設消毒
- ③児童相談所における電子面接等 526 千円
- (22) 新型コロナウイルス感染症に係る介護・障害福祉サービス継続支援事業 152,624
- ①緊急時人材確保・職場環境復旧等支援事業 111,756 千円
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所等が、代替サービスを行うなどサービスを継続する場合に必要なかかり増し経費等に対して助成する。
- ・補助先 介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所等
 - ・補助率 10/10 (介護サービス事業所 県 10/10)
(障害福祉サービス事業所 国 2/3、県 1/3)
- ②緊急時人材応援派遣に係るコーディネート事業 40,868 千円
- 事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合などに、他の事業所等と連携して当該事業所等に対して応援職員を派遣するための体制を整備する。
- ・事業内容 i) コーディネート機能の確保 5,560 千円
 - ・緊急応援コーディネーターの配置
 - ii) 応援職員等への支援 32,400 千円
 - ・応援職員支援 : 20 万円 (感染発生施設派遣の場合)
: 5 万円 (別施設への派遣の場合)
 - ・感染症発生施設支援 : 600 万円/施設
 - ・応援元事業者支援 : 派遣人数×派遣日数×1 万円
 - iii) 施設職員向け感染症対応研修の実施等 2,908 千円

(23) ㊦住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費

9,905

市町村が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金への申請を促進するため、広報啓発等を実施する。

2 経済活動の回復・地方創生に向けた新たな取組

(1) ㊦秋田版G・O・T・Oトラベル事業

5,508,813

本県観光関連産業を支援するため、国内在住者を対象とした旅行商品や宿泊代金に対する割引を実施するとともに、県内の観光関連施設等で旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を発行する。

・事業内容 ①旅行商品や宿泊代金に対する割引

・代金の20%を割引

交通付き宿泊旅行商品 1人1泊当たり上限8,000円

交通無し宿泊代金等 1人1泊当たり上限5,000円

交通付き日帰り旅行商品 1人1回当たり上限2,000円

・対象期間 令和4年5月9日から7月20日宿泊分まで(予定)

・利用対象 国内在住者(感染状況に応じて、柔軟に対応)

②地域限定クーポン券の発行

・1人1泊(日帰りは1回)当たり上限3,000円

・対象施設 県内の観光関連施設(道の駅、土産店、土産店、温泉施設、宿泊施設の売店等)

・対象期間 令和4年5月9日から7月21日まで(予定)

③その他

・国の補助金交付要綱の改正により、クーポン券の運用や実施期間等について変更を行う場合がある。

・事業の停止基準

国はワクチン・検査パッケージ制度の適用を一時停止しているが、安全・安心な旅行環境を確保する観点から、この事業においては、利用者にワクチン接種証明やPCR検査等の陰性証明を求めるほか、次の基準により事業の停止を判断する。

・国の新たなレベル分類の考え方(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)のレベル3相当以上と知事が判断した場合

・秋田県が緊急事態宣言措置区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合

・事業の実施が困難であると知事が判断した場合